



2022年3月15日
第681号

1部10円(組合員は組合費に含む)
郵便振替0960-7-117274

Tel (06)4793-0633 Fax(06)4793-0644 E-mail: info@ewaosaka.org http://www.ewaosaka.org

発行 大阪教育合同労働組合
Education Workers and Amalgamated Union Osaka (EWA)
発行人 増田 俊道
連絡先 大阪市中央区北浜東1-17 8F

岸和田支援パワハラ控訴審 原告の主張を採用せず全面棄却

2016年度末に岸和田支援学校を雇止めとなった非常勤看護師組合員らが訴えた控訴審が全面棄却されました。この裁判には「非正規」公務員にかかる多くの問題が凝縮されていただけに、この結果は残念なもので、大阪府を被告とした裁判の限界をも感じさせました。しかし、落胆ばかりはしてられません。「非正規」公務員の労働者としての救済措置がない限り、同様の問題は起こり、傷つけられ続けます。

組合の総括は別の機会に行い、あきらめずにたたかい続けた原告組合員たちの声を掲載します。酒井さとえ(書記長)

原告たちの声

長かった裁判が終わりました。一審の判決に納得できずに控訴までしましたが、結果は同じ「全面棄却」ひとつとして私たちの言い分は認められませんでした。



5年前、私達は校長の一言で長年勤務していた学校を辞めざるを得ませんでした。看護師として子供たちのケアをするという当たり前の日々は、校長の一言で突然奪われました。それだけでなく、1ヶ月間職員室に閉じ込められ、監視され、ベルマーク作業をさせられる、というパワハラまで受けました。しかし高等裁判所は校長にも府教委にも一切の責任は問わず、それで良いのだという判断でした。

判決文には私達がベルマーク作業を拒否していなかったと書かれていました。私達は、書面や尋問で、監視やベルマーク作業がどれほど屈辱的で苦

痛であったかを何度も裁判官に訴えました。今まで通りの仕事をさせてほしいと管理職に訴えた際の録音も提出しました。それでも、裁判官には事実とは認めてもらえませんでした。それなのに、私達に全く身に覚えのないこと(例えば、私たちが同僚看護師の郵便物を勝手に捨てた、仕事を辞めろと脅した、など)は、なんの証拠もないのに事実と認定されていました。そして、私達が心身に受けたダメージや、府教委の聞き取り後に学校で過呼吸発作で倒れたことなどについては一切触れていませんでした。

裁判官は、真偽に関係なく、府教委側に都合の良いことのみを事実と認定し、都合の悪いことは無視するというやり方で結論を出しました。最初から、大阪府側が勝訴する結果が決まっていた、そこに無理矢理に理由をつけた判決でした。真実を見抜くこともで

きない人間が裁判官をやっているのか、と憤りを禁じ得ません。

権力のあるものは、嘘も事実に変えることができるようです。校長や府教委など、権力のある側は何をしても許され、守られるということを思い知らされました。私達にはあまりにも大きな敵だったということでしょう。裁判中、次々と真実を捻じ曲げられ、何度も挫けそうになりました。私達だけでは到底戦うことはできなかったと思います。組合の方々が私達を信じて味方になってくれたから、やり抜くことができたと思います。多くのご支援に本当に感謝しています。

裁判の結果は負けだけれども、真実は変わりません。私達が提訴したことが、今後非正規職員の問題、パワハラ問題について一石を投じることになれば、と思います。

大阪府 超勤四項目の1時間単位で割振り可能へ

大阪府が提案した「勤務時間の割振りに関する適用拡大について」組合は3月14日、交渉を持ちました。

今回の提案は、「働き方改革」の一環とのことで、今まで半日あるいは1日単位でしか割振ることができなかった超勤四項目に関する時間外労働を1時間単位で割振ることを可能とするというものです。

しかし、問題は教員の時間外労働は超勤四項目だけとす

る実態とかけ離れた認識であり、超勤四項目とは果たして何なのか?ということです。

超勤四項目って何?

政令では超勤四項目とは以下のように示されています。

- ①校外実習②学校行事③職員会議④非常災害等の緊急措置

現場の実感としては、これらによって命じられる時間外労働は多くありません。今回の提案では、例えば体育祭・

文化祭などの学校行事で生じる時間外労働や宿泊行事における時間外労働をあげ、1時間単位で取得できるとしています。一方、「公務運営上必要な場合に限り」とし、基本は今まで通り勤務時間をずらすなどで対応すべきとしています。また、これらの時間外労働を命じる場合も個別の対応としています。

時間外労働が月あたり数時間と想定すれば、この提案も

実効性があるかもしれません。しかし、実態は超勤四項目に当てはまらない時間外労働が横行しています。また、各学校の管理職は土曜日などに時間外労働を命じる際の基本的理解も不足しています。

割振り提案をするならば、現場の管理職にきちんと教育をした上で行ってもらいたいと要求しておきました。

酒井さとえ(書記長)

大阪市定期交渉 長時間勤務・講師問題等を追及

2月25日、大阪支部は市教委と定期交渉を行いました。長時間労働と休憩時間問題について市は長時間労働は改善されてきていると回答、組合は具体的な数字を示し何ら改善されていないうえ、むしろ年間150時間近くとなる休憩時間がとれていない現実を足せば更なる長時間勤務になり、労働基準法違反であると追及しました。改善策の一例として勤務時間は8時半からであるのに児童、生徒が8時前後から登校することによって立ち番で早くから出勤せざるを得ない状態に対して、児童、

生徒を8時半以降に登校させるとか、8時半まで留守番電話にするよう提案しました。時間外労働が給特法で4%の調整額に抑えられていることについても、4%が勤務時間に換算すればわずか7時間足らずにしかならず、現状に見合った形での正当な時間外手当を支払うよう要求しました。振替のない土曜授業については2月7日の市教委通知文が現場にはほとんど伝わっておらず、各学校に任されているのが実状のため、土曜授業0回でもOKですと市教委も認めていることを再確認しました。

また、学校閉庁日が年休の少ない臨時講師を圧迫している問題では、コロナ禍の自宅でのテレワークに振替られることも確認しました。年休は命令されるものではありません。

組合は設立以来、講師の2級格付け問題に取り組んできました。今回市教委はやっと11政令指定都市で2級格付けが実施されていることを明らかにしました。市教委は府の動向を窺っているのか、なかなか首を縦に振りませんが講師不足の状況を鑑みても粘り強く一時金交渉でも実現にむ

けて要求し続けていきます。

このほか、支援学級のWカウント問題、コロナ禍での卒入学式での現場の実態に即した各学校での臨機応変の取り組み方についても確認しました。まだまだ問題は山積していま

当面の日程

- 3月22日(火) 18時30分～
春闘集会 エルおおさか708
記念講演 竹信三恵子さん
春闘総行動提起 組合アピール
- 3月25日(金) 春闘総行動
10:00 おおさかメトロ岸里駅集合
15:00～15:30 大阪府教委
結集、よろしくお願ひします。

ウクライナ侵攻をやめる!!



3月1日、「しないさせない戦争協力関西ネットワーク」呼びかけのロシア領事館への緊急抗議行動に参加しました。冷たい雨が降る中、100名程の人が集まりました。NO WAR! STOP Putin! RUSSIA GO HOME! とかけつけたウクライナの人とともに声をあげました。ロシア軍のウクライナへの侵入は、国連憲章、国際法を踏みにじる侵略行為であること、戦争によっては、いかなる平和も勝ち取ることが出来ないこと、核兵器での威嚇は許されないこと、直ちに軍事行動をやめ、軍を撤退させることを訴え、ウクライ

ナを独立国・主権国として認めないロシアの態度を厳しく非難する声明文を読み上げ、領事館に手交に二度、いきました。しかし、扉は開けられませんでしたが、集まった人々は、領事館に向かって繰り返し、シュプレヒコール、抗議のスピーチを行いました。1週間後に再度集まることを確認して、閉会となりました。「NATOの東進の約束違反」「アメリカの煽り」など報道されていないこともあるようですが、一日も早く、軍が撤退することを願ひます。

高田晴美(副執行委員長)

ロシアによるウクライナ軍事侵攻▼プーチンと27回も会談しながら「北方領土」を1ミリも返還してもらえなかった

元首相▼今度は米国との「核共有」を言い出す。▼敗戦後80年にわたり、曲がりなりにも戦争しなかったこの国に▼近づく軍靴の響きがはつきりと聞こえる。

文化おちこち (243) ウイルス ぼもやま話

(12) 現状と見通し

ウイルス四方山話の連載を終えるにあたり、現在の状況と今後の見通しをまとめておく。

mRNAワクチンによって誘導されるIgG抗体(液性免疫)は、変異したオミクロン株の抗原との親和性が低く、感染防御機能が低下しているため、ワクチン接種者にもブレークスルー感染が起こる。ブースター(3回目)接種によって、体液中のIgG抗体の濃度が上昇して感染防御機能が再生する。一方、細胞性免疫の方はオミクロン株に対しても有効なので、感染しても発症しない効果や重症化しない効果は維持している。しかし、やがては細胞性免疫も効果がない変異株が出現するだろうが、mRNAの配列を再構築した新規mRNAワクチンで対応できる。この過程を何度か繰り返して、インフルエンザ並みの感染制御状態になると予想される。インフルエンザは、1918年のスペイン風邪から2009年のH1N1型による4回目のパンデミックまでおよそ100年かかった。世界規模での人流の飛躍的な拡大と変異株に対しても迅速なワクチン開発が可能なmRNAワクチンの利点を考慮

しても、COVID-19の感染制御には最短でも数年かかると思われる。

ウイルスは設計図(ゲノム)がタンパク質の殻(コート)に入った「物資」で、自分自身では増殖できず細胞に感染してその細胞の機能を使って増殖する「パート生物」であるが、ウイルスの増殖を阻害する薬剤は正常細胞の増殖にもダメージを与え副作用となる。インフルエンザでは、タミフルやリレンザといったインフルエンザ・ウイルスに特異的なプロセスを阻害する特効薬的な薬剤が開発できたが、COVID-19に特異的なプロセスは見いだせず特効薬的な薬剤は期待できない。薬剤と共にワクチンもCOVID-19の感染制御には重要である。ワクチン接種率70%で集団免疫が形成するが、これは30%のワクチン未接種者が感染しないことではない。ワクチン接種者は感染者と濃厚接触しても感染しないが、未接種者は濃厚接触すれば感染する。ワクチン接種の一次的効果は被接種者の感染防御であり、集団免疫の形成は二次的効果に過ぎない。ワクチン接種のメリットと副作用などのデメリットを考慮して、ワクチン接種の可否を個人で判断すべきであって、集団免疫を目的としてワクチン接種を強要すべきではない。(新撰組21)